

サービス付き高齢者向け住宅の現状と分析

※サービス付き高齢者向け住宅登録情報システムに公開中のデータを対象としています。

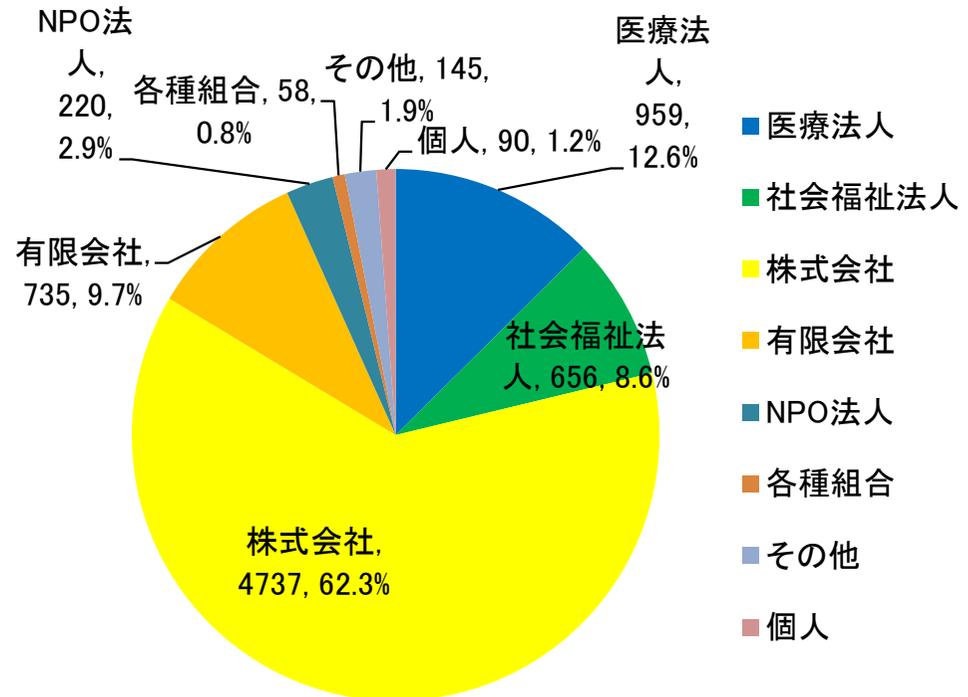
(令和2年3月末時点)

サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

●法人等種別では、株式会社(62.3%)、医療法人(12.6%)、有限会社(9.7%)、社会福祉法人(8.6%)で全体の9割を占める。

有効回答数: 7,600件		
	実数	割合
医療法人	959	12.6
社会福祉法人	656	8.6
株式会社	4737	62.3
有限会社	735	9.7
NPO法人	220	2.9
各種組合	58	0.8
その他	145	1.9
個人	90	1.2
	7600	100.0

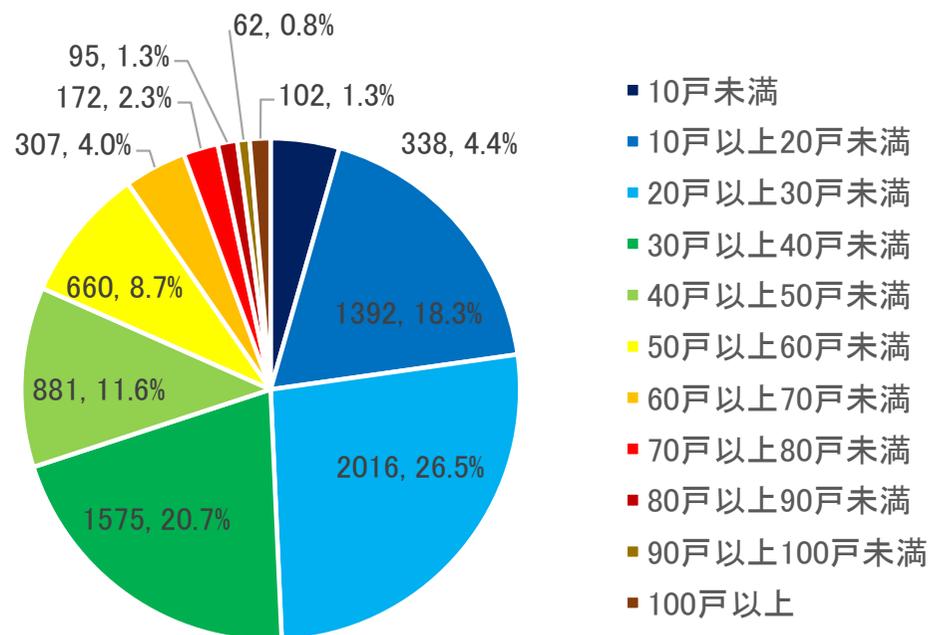
※その他は、一般社団法人、合同会社等



サービス付き高齢者向け住宅の戸数

●住宅戸数では、「20戸以上30戸未満(26.5%)」「30戸以上40戸未満(20.7%)」「10戸以上20戸未満(18.3%)」が多く、全体の8割以上が50戸未満である。

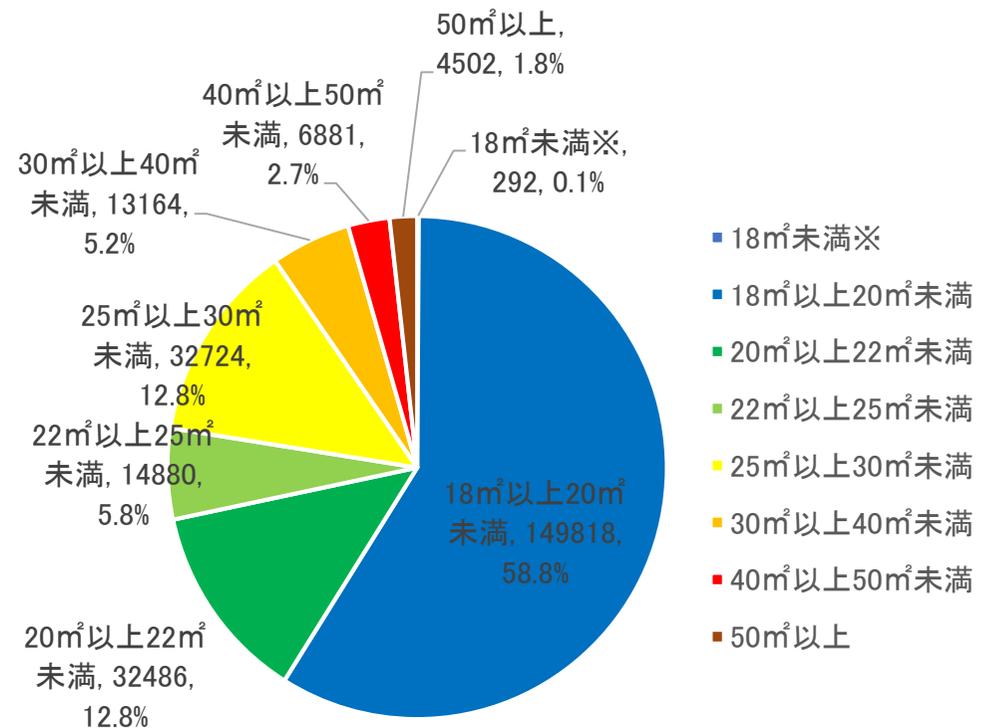
有効回答数:7,600件		
	実数	割合
10戸未満	338	4.4
10戸以上20戸未満	1392	18.3
20戸以上30戸未満	2016	26.5
30戸以上40戸未満	1575	20.7
40戸以上50戸未満	881	11.6
50戸以上60戸未満	660	8.7
60戸以上70戸未満	307	4.0
70戸以上80戸未満	172	2.3
80戸以上90戸未満	95	1.3
90戸以上100戸未満	62	0.8
100戸以上	102	1.3
	7600	100.0



サービス付き高齢者向け住宅の住戸面積

●専有部分の床面積は、25㎡未満が77.5%を占める。

有効回答数254,747戸		
	実数	割合
18㎡未満※	292	0.1
18㎡以上20㎡未満	149818	58.8
20㎡以上22㎡未満	32486	12.8
22㎡以上25㎡未満	14880	5.8
25㎡以上30㎡未満	32724	12.8
30㎡以上40㎡未満	13164	5.2
40㎡以上50㎡未満	6881	2.7
50㎡以上	4502	1.8
	254747	100

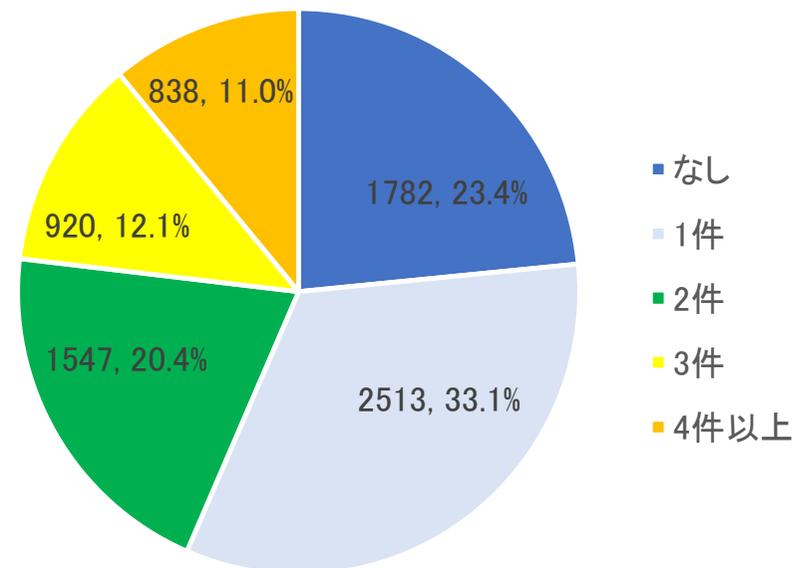


※高齢者居住安定確保計画に基づき登録基準を緩和したもの

サービス付き高齢者向け住宅と 併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設

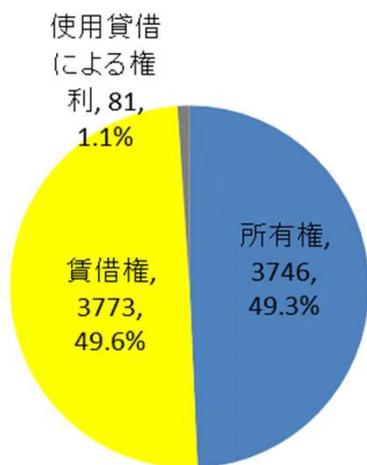
- 全体の76.6%が併設施設を有している。

有効回答数：7,600件		
	実数	割合
なし	1782	23.4
1件	2513	33.1
2件	1547	20.4
3件	920	12.1
4件以上	838	11.0
	7600	100.0

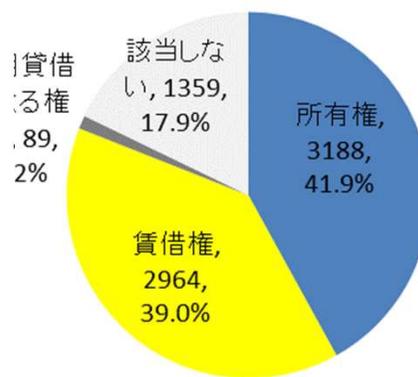


サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の 各権原

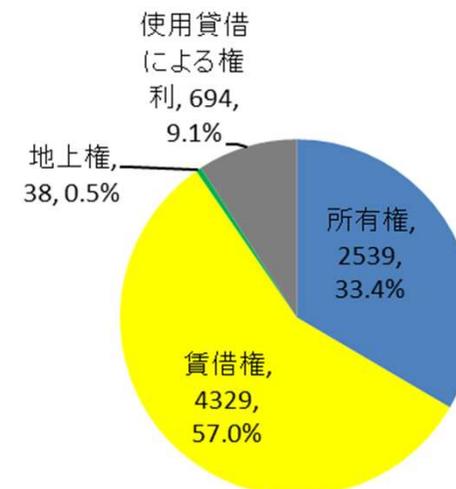
- 各権原の所有権は住宅:49.3%、施設:41.9%、敷地:33.4%を占める。
- 各権原の賃借権は住宅:49.6%、施設:39.0%、敷地:57.0%を占める。



■ 所有権 ■ 賃借権 ■ 使用貸借による権利



■ 所有権 ■ 賃借権



■ 所有権 ■ 賃借権 ■ 地上権 ■ 使用貸借による権利

住宅権原	実数	割合
所有権	3746	49.3
賃借権	3773	49.6
使用貸借による権利	81	1.1
	7600	100.0

施設権原	実数	割合
所有権	3188	41.9
賃借権	2964	39.0
使用貸借による権利	89	1.2
該当しない	1359	17.9
	7600	100.0

敷地権原	実数	割合
所有権	2539	33.4
賃借権	4329	57.0
地上権	38	0.5
使用貸借による権利	694	9.1
	7600	100.0

サービス付き高齢者向け住宅において提供されるサービス

- 状況把握・生活相談サービス以外に、96%の物件において「食事の提供サービス」が提供される。
- 入浴等の介護サービス、調理等の家事サービス、その他のサービスについては、概ね半数程度の物件において提供される。
- 健康の維持増進のサービスは38%の物件において提供される。

	提供する		提供しない	
	実数	割合	実数	割合
状況把握・生活相談	7600	100%	-	-
食事の提供	7304	96%	296	4%
入浴等の介護	3675	48%	3925	52%
調理等の家事	4016	53%	3584	47%
健康の維持増進	4728	62%	2872	38%
その他	3992	53%	3608	47%

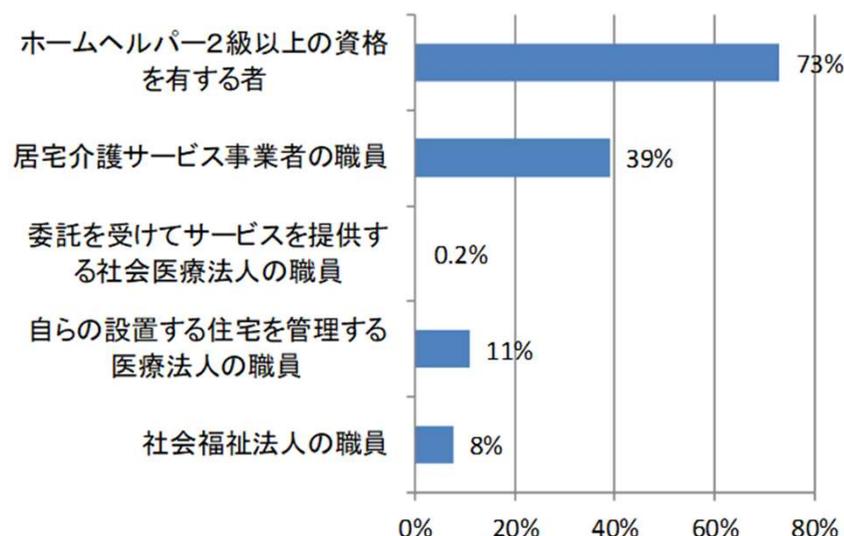
状況把握・生活相談サービス

- 常駐する者は、ホームヘルパー2級以上の資格を有する者(72.9%)が最も多く、次いで居宅介護サービス事業者の職員(38.9%)が多い。
- 状況把握・生活相談サービスの提供時間は、24時間常駐が71.2%、夜間は緊急通報サービスによるが28.8%であった。

■常駐する者

有効回答数: 395件(複数回答)
(割合は、記載のある物件303件を母数に算出)

	実数	割合
ホームヘルパー2級以上の資格を有する者	221	72.9%
居宅介護サービス事業者の職員	118	38.9%
委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員	0	0.0%
自らの設置する住宅を管理する医療法人の職員	33	10.9%
社会福祉法人の職員	23	7.6%



■提供時間

有効回答数: 303件

	実数	割合
24時間常駐	218	71.9%
夜間は緊急通報サービスによる	85	28.1%

